

洗錢防制法所稱特定犯罪罪名

一、洗錢防制法第 3 條第 1 款

(一)中華民國刑法（107 年 6 月 13 日）

- 1.第 100 條（普通內亂罪）
- 2.第 101 條（暴動內亂罪）
- 3.第 103 條（通謀開戰罪）
- 4.第 104 條（通謀喪失領域罪）
- 5.第 105 條（械抗國家罪）
- 6.第 105 條第 1 項、第 2 項（單純助敵罪）
- 7.第 107 條（加重助敵罪）
- 8.第 108 條第 1 項（戰時不履行軍需契約罪）
- 9.第 109 條第 1 項～第 3 項（洩漏或交付國防秘密罪）
- 10.第 113 條（私與外國訂約罪）
- 11.第 114 條（違背對外事務委任罪）
- 12.第 115 條（偽造、毀匿國權證據罪）
- 13.第 120 條（委棄守地罪）
- 14.第 122 條第 1 項、第 2 項（違背職務受賄罪）
- 15.第 124 條（枉法裁判或仲裁罪）
- 16.第 125 條（濫權追訴處罰罪）
- 17.第 126 條（凌虐人犯罪）
- 18.第 129 條（違法徵收與扣留剋扣罪）
- 19.第 130 條（廢弛職務釀成災害罪）
- 20.第 131 條（公務員圖利罪）
- 21.第 135 條第 3 項（對於執行職務公務員施以強暴致死或致重傷罪）

- 22.第 136 條第 1 項後段、第 2 項（聚眾妨害公務首謀、實施強暴脅迫及致死或致重傷罪）
- 23.第 150 條後段（聚眾首謀、實施強暴脅迫罪）
- 24.第 154 條第 1 項後段（參與犯罪結社首謀罪）
- 25.第 155 條（煽惑軍人背叛罪）
- 26.第 161 條第 3 項、第 4 項（聚眾強暴脅迫脫逃罪）
- 27.第 162 條第 2 項～第 4 項（便利脫逃罪）
- 28.第 163 條第 1 項、第 3 項（公務員縱放罪）
- 29.第 173 條第 1 項、第 3 項（放火燒燬現供人使用之住宅或現有人在之處所或交通工具罪）
- 30.第 174 條第 1 項、第 2 項、第 5 項（放火燒燬現非供人使用之住宅或未有人在之處所或交通工具罪）
- 31.第 175 條第 1 項（放火燒燬他人所有住宅等以外之物罪）
- 32.第 176 條（準放火罪）
- 33.第 177 條第 2 項（漏逸或間隔氣體致死或致重傷罪）
- 34.第 178 條第 1 項、第 3 項（決水浸害現供人使用之住宅或現有人所在之建築物或交通工具罪）
- 35.第 179 條第 1 項、第 2 項、第 5 項（決水浸害非供人使用或未有人所在之住宅、建築物或礦坑罪）
- 36.第 183 條第 1 項、第 4 項（傾覆或破壞現有人所在之交通工具罪）
- 37.第 184 條第 1 項、第 2 項、第 5 項（使舟、車、航空器發生往來危險罪）
- 38.第 185 條第 2 項（妨害公眾往來安全致死或致重傷罪）
- 39.第 185 條之 1 第 1 項前段、第 2 項、第 4 項、第 5 項（劫持、控制航空器或其他供公眾運輸之工具及致死或致重傷

罪)

- 40.第 185 條之 2 第 2 項、第 3 項 (危害飛航安全致毀損、致死或致重傷罪)
- 41.第 185 條之 3 第 2 項 (重大違背義務致交通危險致死或致重傷罪)
- 42.第 185 條之 4 (肇事逃逸罪)
- 43.第 186 條之 1 第 1 項、第 2 項、第 4 項 (使用危險物品罪)
- 44.第 187 條之 2 第 2 項 (放逸核能、放射線致死或致重傷罪)
- 45.第 187 條之 3 (使用放射線致死傷罪)
- 46.第 189 條第 1 項、第 2 項、第 5 項 (損壞保護生命設備致生命危險、致死或致重傷罪)
- 47.第 190 條 (妨害公眾飲水及致死或致重傷罪)
- 48.第 190 條之 1 第 3 項、第 4 項、第 7 項 (流放毒物或有害物致死或致重傷罪、廠商排放毒物或有害物致死或致重傷罪)
- 49.第 191 條之 1 第 3 項 (公開陳列販賣物品下毒致死或致重傷罪)
- 50.第 196 條第 1 項、第 3 項 (行使偽造、變造通用貨幣、紙幣、銀行券罪)
- 51.第 201 條 (偽造、變造及行使有價證券罪)
- 52.第 201 條之 1 第 1 項 (偽造、變造作為簽帳、提款或轉帳工具罪)
- 53.第 202 條第 1 項 (偽造、變造郵票印花稅票罪)
- 54.第 211 條 (偽造、變造公文書罪)
- 55.第 213 條 (公務員登載不實罪)
- 56.第 216 條 (行使偽造變造公文書或登載不實文書罪)
- 57.第 221 條 (強制性交罪)

- 58.第 222 條（加重強制性交罪）
- 59.第 224 條（強制猥褻罪）
- 60.第 224 條之 1（加重強制猥褻罪）
- 61.第 225 條（乘機性交猥褻罪）
- 62.第 226 條（妨害性自主之加重結果犯罪）
- 63.第 226 條之 1（妨害性自主之結合犯罪）
- 64.第 227 條第 1 項、第 2 項、第 5 項（準強制性交罪與準強制猥褻罪）
- 65.第 228 條第 1 項、第 3 項（利用權勢、機會性交罪）
- 66.第 229 條（詐術性交罪）
- 67.第 231 條 1（圖利強制使人為性交猥褻罪）
- 68.第 232 條（圖利強制使特定關係者為性交猥褻罪）
- 69.第 233 條第 2 項（圖利引誘、容留、媒介未成年人性交猥褻罪）
- 70.第 241 條（略誘罪）
- 71.第 242 條（移送被誘人出國罪）
- 72.第 243 條（收受、藏匿被誘人或使之隱避罪）
- 73.第 247 條第 1 項、第 3 項（侵害屍體罪）
- 74.第 248 條（發掘墳墓罪）
- 75.第 249 條（發掘墳墓結合罪）
- 76.第 256 條第 2 項、第 3 項（製造毒品罪）
- 77.第 257 條第 2 項～第 4 項（販賣、運輸毒品罪）
- 78.第 259 條（圖利為人施打嗎啡或以館舍供人吸食鴉片罪）
- 79.第 261 條（公務員強迫他人栽種罌粟或販運罌粟種子罪）
- 80.第 271 條第 1 項、第 2 項（普通殺人罪）
- 81.第 272 條第 1 項、第 2 項（殺直系血親尊親屬罪）

- 82.第 274 條（生母殺嬰罪）
- 83.第 275 條第 1 項、第 2 項（加工自殺罪）
- 84.第 277 條第 2 項（普通傷害致死或致重傷罪）
- 85.第 278 條（重傷罪）
- 86.第 282 條後段（加工自傷致死罪）
- 87.第 286 條第 2 項（圖利妨害兒童自然發育罪）
- 88.第 289 條第 2 項（加工墮胎致死或致重傷罪）
- 89.第 290 條（圖利加工墮胎罪）
- 90.第 291 條（未受囑託或未受承諾之墮胎罪）
- 91.第 294 條（違背法令契約義務之遺棄罪）
- 92.第 296 條（使人為奴隸罪）
- 93.第 296 條之 1（買賣質押人口罪）
- 94.第 297 條（圖利以詐術使人出國罪）
- 95.第 298 條第 2 項、第 3 項（圖利或意圖猥褻或意圖性交略誘婦女罪）
- 96.第 299 條（移送被略誘婦女出國罪）
- 97.第 300 條（收受、藏匿被略誘人或使之隱避罪）
- 98.第 302 條第 2 項（剝奪行動自由致死或致重傷罪）
- 99.第 321 條（加重竊盜罪）
- 100.第 325 條（搶奪罪）
- 101.第 326 條（加重搶奪罪）
- 102.第 328 條第 1 項～第 4 項（強盜罪）
- 103.第 329 條（準強盜罪）
- 104.第 330 條（加重強盜罪）
- 105.第 332 條（強盜之結合犯罪）
- 106.第 333 條（海盜、準海盜罪）

- 107.第 334 條（海盜之結合罪）
- 108.第 336 條（公務公益及業務上之侵占罪）
- 109.第 339 條之 4（加重詐欺罪）
- 110.第 344 條之 1（加重重利罪）
- 111.第 346 條（恐嚇取財罪）
- 112.第 347 條第 1 項～第 3 項（擄人勒贖罪）
- 113.第 348 條（擄人勒贖之結合犯罪）
- 114.第 348 條之 1（意圖勒贖而擄人罪）
- 115.第 353 條（毀壞建築物、礦坑、船艦罪）

(二)陸海空軍刑法（106 年 4 月 19 日）

- 1.第 14 條（叛國罪）
- 2.第 15 條（暴動叛國罪）
- 3.第 16 條（煽惑暴動罪）
- 4.第 17 條（直接利敵罪）
- 5.第 18 條（間接利敵罪）
- 6.第 19 條（普通利敵罪）
- 7.第 20 條第 1 項～第 4 項（普通洩漏軍事機密罪）
- 8.第 22 條第 1 項～第 3 項（刺探收集軍事機密罪）
- 9.第 23 條第 1 項、第 2 項（為刺探收集軍事機密而非法侵入軍事重地罪）
- 10.第 24 條（投敵罪）
- 11.第 26 條（無故開戰罪）
- 12.第 27 條（抗命罪）
- 13.第 28 條（無故遺棄傷病軍人或俘虜罪）
- 14.第 29 條第 2 項（未盡維修義務致乘駕或使用人陷於危險致死或致重傷罪）

- 15.第 30 條第 2 項（供給有害安全之食品致死或致重傷罪）
- 16.第 31 條第 4 項（戰時委棄機密文件罪）
- 17.第 32 條第 1 項、第 3 項（無故缺乏補給或遲誤運輸罪）
- 18.第 33 條第 1 項、第 4 項（違背職務縱放俘虜或便利脫逃罪）
- 19.第 34 條第 2 項（戰時廢弛職務及致生軍事上不利益罪）
- 20.第 35 條第 1 項後段（不到或擅離勤務所在地致生軍事上不利益罪）
- 21.第 36 條第 1 項後段、第 2 項（無故不依規定交接或違反其他勤務規定致生軍事上不利益罪）
- 22.第 37 條（詐偽免除職役罪）
- 23.第 39 條第 2 項、第 3 項（戰時意圖長期脫免職役而去職役罪）
- 24.第 40 條第 2 項、第 3 項（戰時無故離去或不就職役罪）
- 25.第 41 條（攜械無故離去或不就職役罪）
- 26.第 42 條（擅離駐地罪）
- 27.第 43 條（無故遺棄傷病部屬罪）
- 28.第 44 條第 1 項、第 2 項（凌虐部屬罪）
- 29.第 47 條第 2 項、第 3 項（戰時抗命罪）
- 30.第 48 條（聚眾抗命罪）
- 31.第 49 條（對長官暴行脅迫、戰時對上官暴行脅迫罪）
- 32.第 50 條（聚眾對長官、上官暴行脅迫罪）
- 33.第 53 條（暴行劫持艦艇、航空器罪）
- 34.第 54 條第 2 項（危險駕駛致死或致重傷罪）
- 35.第 55 條（無故攻擊醫療設備罪）
- 36.第 56 條（無故攫取傷亡軍之財物罪）

- 37.第 57 條（違反徵購罪）
- 38.第 58 條第 1 項、第 3 項、第 4 項（毀壞直接供作戰之軍用設施罪）
- 39.第 59 條第 1 項、第 3 項、第 4 項（毀壞重要軍用設施罪）
- 40.第 62 條後段（無故毀損古物情節重大罪）
- 41.第 63 條（損壞軍用電磁紀錄罪）
- 42.第 64 條第 1 項～第 4 項（竊占軍用武器彈藥罪）
- 43.第 65 條（未經許可製造、販運軍用武器、彈藥罪）
- 44.第 66 條（詐偽命令罪）
- 45.第 67 條（對傳令職務者施暴行罪）
- 46.第 68 條第 2 項前段、第 3 項（聚眾對傳令職務以外之人施暴行罪）
- 47.第 69 條（結夥強佔公共場所罪）

(三)國家機密保護法（92 年 2 月 6 日）

- 第 32 條第 1 項、第 3 項（洩漏或交付國家機密罪）

(四)國家情報工作法（104 年 6 月 24 日）

- 1.第 30 條第 1 項～第 4 項（違法洩漏、交付、刺探、收集、毀棄、損壞或隱匿情報相關資訊罪）
- 2.第 30 條之 1（從事間諜行為罪）
- 3.第 31 條（情報人員為敵外勢力刺探、收集、洩漏或交付非秘密之資訊罪）

(五)臺灣地區與大陸地區人民關係條例（104 年 6 月 17 日）

- 第 79 條第 1 項～第 4 項（使大陸地區人民非法入境罪）

(六)組織犯罪防制條例（106 年 4 月 19 日）

- 1.第 3 條第 1 項、第 2 項（發起主持組織罪）
- 2.第 4 條（招募加入組織罪）

3.第 6 條（非組織成員資助組織罪）

4.第 9 條（公務員包庇罪）

5.第 11 條第 3 項（公務員洩密罪）

(七)人口販運防制法（105 年 5 月 25 日）

1.第 31 條（圖利使人性交罪）

2.第 34 條（圖利強制摘取他人器官或圖利招募、運送、交付、收受、藏匿、隱避、媒介、容留未滿十八歲人摘取器官罪）

(八)毒品危害防制條例（106 年 6 月 14 日）

1.第 4 條（製造、運輸、販賣各級毒品罪）

2.第 5 條（意圖販賣而持有各級毒品罪）

3.第 6 條（使他人施用各級毒品罪）

4.第 7 條第 1 項～第 3 項、第 5 項（引誘他人施用各級毒品罪）

5.第 8 條第 1 項～第 3 項、第 5 項（轉讓各級毒品罪）

6.第 10 條第 1 項（單純施用第一級毒品罪）

7.第 11 條第 3 項、第 4 項（持有一、二級毒品罪）

8.第 12 條（栽種罌粟古柯大麻罪）

9.第 15 條（公務員加重庇護他人犯本條例罪）

(九)槍砲彈藥刀械管制條例（106 年 6 月 14 日）

1.第 7 條（製造、販賣或運輸重型槍砲罪）

2.第 8 條（製造、販賣或運輸輕型槍砲罪）

3.第 12 條第 1 項～第 3 項、第 5 項（製造、販賣或運輸彈藥罪）

4.第 13 條（未經許可製造、販賣或運輸槍彈零件罪）

5.第 14 條第 2 項、第 4 項（意圖犯罪製造、販賣刀械罪）

(十)懲治走私條例（101 年 6 月 13 日）

- 1.第 4 條（加重走私罪(一)）
- 2.第 5 條（加重走私罪(二)）
- 3.第 6 條（加重走私罪(三)）
- 4.第 9 條（放行售匿走私物罪）
- 5.第 10 條（包庇走私罪）

(十一)貪污治罪條例（105 年 6 月 22 日）

- 1.第 4 條（重大貪污罪）
- 2.第 5 條（重度貪污罪）
- 3.第 6 條（輕度貪污罪）
- 4.第 11 條第 1 項（違背職務行賄罪）
- 5.第 13 條（長官包庇罪）
- 6.第 14 條（監察會計人員不為舉發罪）
- 7.第 15 條（贓物罪）
- 8.第 16 條第 2 項、第 3 項（誣告罪）

(十二)兒童及少年性剝削防制條例（104 年 2 月 4 日）

- 1.第 32 條（引誘、容留等使兒童、少年為性交易等罪）
- 2.第 33 條（強制兒童、少年為性交易罪）
- 3.第 34 條第 1 項～第 5 項（意圖使兒童、少年為性交易而買賣、質押等罪）
- 4.第 35 條（招募、引誘、容留等使兒童、少年為性交、猥褻以供人觀賞罪）
- 5.第 36 條（拍攝或製造兒童、少年為性交、猥褻行為之物品等罪）
- 6.第 37 條（殺害、重傷害被害人罪）

(十三)公職人員選舉罷免法（105 年 12 月 14 日）

- 1.第 93 條（違反競選言論罪）

- 2.第 94 條（公然聚眾暴動罪）
- 3.第 95 條（妨害公務致死或致重傷罪）
- 4.第 96 條第 1 項後段、第 2 項（聚眾妨害公務首謀、實施、致死或致重傷罪）
- 5.第 97 條第 1 項、第 2 項（競選行賄或受賄罪）
- 6.第 99 條第 1 項（對投票權人賄選罪）
- 7.第 100 條第 1 項、第 2 項（正副議長選舉賄選罪）
- 8.第 102 條第 1 項（投票、罷免、連署行賄罪）
- 9.第 103 條（意圖漁利包攬賄選罪）

(十四)總統副總統選舉罷免法（106 年 4 月 19 日）

- 1.第 79 條（違反競選言論罪）
- 2.第 80 條（聚眾以暴動破壞社會秩序罪）
- 3.第 81 條第 2 項（妨害公務致死或致重傷罪）
- 4.第 82 條第 1 項後段、第 2 項（聚眾妨害公務首謀、實施、致死或致重傷罪）
- 5.第 84 條第 1 項、第 2 項（競選行賄或受賄罪）
- 6.第 86 條第 1 項（投票行賄罪）
- 7.第 87 條第 1 項（投票、連署、罷免行賄罪）
- 8.第 88 條（意圖漁利包攬賄賂罪）

(十五)公民投票法（98 年 6 月 17 日）

- 1.第 39 條第 2 項（妨害公務致死或致重傷罪）
- 2.第 40 條第 1 項後段、第 2 項（聚眾妨害公務首謀、實施、致死或致重傷罪）
- 3.第 42 條第 1 項（投票行賄罪）
- 4.第 44 條（意圖漁利包攬賄選罪）
- 5.第 52 條前段（違反辦理公投罪）

(十六)政府採購法 (105 年 1 月 6 日)

- 1.第 87 條第 1 項、第 2 項、第 4 項 (妨害投標、妨害投標致死傷、圍標罪)
- 2.第 88 條 (綁標罪)
- 3.第 90 條 (意圖影響採購決定施強暴脅迫罪)
- 4.第 91 條第 2 項 (意圖取得採購秘密資訊施強暴脅迫致死或致重傷罪)

(十七)山坡地保育利用條例 (105 年 11 月 30 日)

- 第 34 條第 1 項、第 2 項、第 4 項 (違法墾殖等或違法墾殖等致釀災害罪)

(十八)水土保持法 (105 年 11 月 30 日)

- 第 32 條第 1 項、第 2 項、第 4 項 (違法墾殖等致生水土流失或毀損及違法墾殖等致釀災害罪)

(十九)水污染防治法 (105 年 12 月 7 日)

- 第 37 條 (違法排放致死、致重傷或致危害人體健康罪)

(二十)水利法 (105 年 5 月 25 日)

- 1.第 91 條第 3 項 (毀損或竊盜水利設備致釀災害罪)
- 2.第 94 條之 1 第 2 項 (違法致生公共危險致死或致重傷罪)

(二十一)空氣污染防制法 (107 年 8 月 1 日)

- 1.第 51 條 (違反命令致死、致重傷或致危害人體健康罪)
- 2.第 52 條 (違反輸入輸出規定罪)

(二十二)森林法 (105 年 11 月 30 日)

- 1.第 50 條 (竊取森林產物罪)
- 2.第 51 條第 1 項、第 2 項 (擅墾或占用森林及致釀災害罪)
- 3.第 52 條第 1 項、第 2 項 (加重竊取森林產物罪罪)
- 4.第 53 條第 1 項、第 5 項 (放火燒燬他人森林罪)

(二十三)廢棄物清理法（106年6月14日）

- 1.第45條第1項前段、第2項、第3項（違反廢棄物清理法致死、致重傷及偽造、變造、販賣收費證明標誌罪）
- 2.第46條（違反棄置廢棄物等罪）

(二十四)野生動物保育法（102年1月23日）

- 1.第40條（違法輸出入、意圖販賣陳展罪）
- 2.第41條（違法獵殺罪）
- 3.第43條第3項（破壞棲地罪）

(二十五)漁業法（105年7月20日）

- 第60條第1項（違法採捕罪）

(二十六)藥事法（106年6月14日）

- 第82條第2項製造或輸入偽藥或禁藥致死或致重傷罪

(二十七)動物用藥品管理法（105年11月9日）

- 1.第33條第1項、第2項、第4項（製造、輸入偽禁藥罪）
- 2.第35條第1項、第2項、第4項（販運、陳列偽禁藥等罪）

(二十八)食品安全衛生管理法（104年12月16日）

- 第49條第2項後段、第3項（危害人體健康、致死、致重傷罪）

(二十九)金融控股公司法（104年9月30日）

- 1.第57條（特別背信罪）
- 2.第57條之1（詐欺罪）

(三十)銀行法（104年6月24日）

- 1.第125條第1項（違反專業經營罪）
- 2.第125條之2（特別背信罪）
- 3.第125條之3（詐欺罪）
- 4.第127條之2（違反處置、清理命令罪）

(三十一)票券金融管理法 (106 年 5 月 3 日)

- 1.第 58 條 (特別背信罪)
- 2.第 58 條之 1 (詐欺罪)
- 3.第 59 條 (違反處置、清理命令罪)

(三十二)證券交易法 (105 年 12 月 7 日)

- 1.第 171 條第 1 項、第 2 項 (詐偽、違法交易罪)
- 2.第 174 條第 1 項 (虛偽記載罪)

(三十三)期貨交易法 (106 年 6 月 14 日)

- 第 112 條第 1 項 (違法交易罪)

(三十四)農業金融法 (106 年 1 月 18 日)

- 1.第 39 條 (特別背信罪)
- 2.第 40 條 (詐欺罪)
- 3.第 45 條 (違反處置、清理命令罪)

(三十五)金融資產證券化條例 (103 年 6 月 4 日)

- 1.第 108 條 (違法發行罪)
- 2.第 109 條 (詐偽侵權罪)

(三十六)信託業法 (104 年 2 月 4 日)

- 1.第 48 條 (違反專業經營罪)
- 2.第 48 條之 1 (特別背信罪)
- 3.第 48 條之 2 (詐欺罪)
- 4.第 49 條 (詐偽經營罪、違法經營罪)
- 5.第 51 條 (侵害信託財產罪)

(三十七)信用合作社法 (103 年 6 月 4 日)

- 1.第 38 條之 2 (特別背信罪)
- 2.第 38 條之 3 (詐欺罪)
- 3.第 40 條 (違反處置、清理命令罪)

(三十八)證券投資信託及顧問法（104年2月4日）

- 1.第105條第1項、第2項（詐偽經營罪）
- 2.第106條（虛偽記載罪）

(三十九)保險法（105年12月28日）

- 1.第167條第1項（違反專業經營罪）
- 2.第168條之2（特別背信罪）

(四十)簡易人壽保險法（104年7月1日）

第38條（特別背信罪）

(四十一)電子支付機構管理條例（106年6月14日）

電子支付機構管理條例第44條第1項（違反專業經營罪）

(四十二)電子票證發行管理條例（106年6月14日）

電子票證發行管理條例第30條第1項（違反專業經營罪）

(四十三)營業秘密法（102年1月30日）

第13條之2第1項、第2項（意圖境外使用損害營業秘密罪）

(四十四)妨害國幣懲治條例（100年6月29日）

- 1.第2條（圖利銷燬硬幣罪）
- 2.第3條（偽造、變造幣券罪）

(四十五)電信法（102年12月11日）

- 1.第56條第2項、第4項（意圖盜接用製造、輸入、販賣、租借電信器材等罪）
- 2.第56條之1第2項、第3項（業務侵犯通信秘密罪）

(四十六)通訊保障及監察法（105年4月13日）

- 1.第24條第2項、第3項（濫權、圖利違法監察通訊罪）

2.第 25 條第 2 項（圖利洩漏監察通訊資料罪）

(四十七)光碟管理條例（105 年 11 月 30 日）

第 15 條第 1 項後段違法製造罪

(四十八)毒性及關注化學物質管理法（108 年 1 月 16 日）

1.第 50 條（違反規定致死、致重傷、致危害人體健康導致疾病罪）

2.第 51 條（違反規定污染環境或不實申報罪）

(四十九)人類免疫缺乏病毒傳染防治及感染者權益保障條例（107 年 6 月 13 日）

第 21 條第 1 項、第 2 項、第 3 項（危險行為致傳染於人罪）

二、洗錢防制法第 3 條第 2 款

(一)刑法第 121 條第 1 項（普通賄賂罪）

(二)刑法第 123 條（準受賄罪）

(三)刑法第 201 條之 1 第 2 項（行使偽造變造作為簽帳提款或轉帳工具罪）

(四)刑法第 268 條（圖利供給賭場或聚眾賭博罪）

(五)刑法第 339 條（詐欺取財得利罪）

(六)刑法第 339 條之 3（不正利用電腦或其相關設備取財罪）

(七)刑法第 342 條（背信罪）

(八)刑法第 344 條（重利罪）

(九)刑法第 349 條（贓物罪）

三、洗錢防制法第 3 條第 3 款

(一)懲治走私條例第 2 條第 1 項（私運管制物品進出口罪）

(二)懲治走私條例第 3 條第 1 項（運銷藏匿走私物品罪）

四、洗錢防制法第 3 條第 4 款

(一)破產法(82年7月30日)第154條(詐欺破產罪)

(二)破產法第155條(詐欺和解罪)

五、洗錢防制法第3條第5款

(一)商標法(105年11月30日)第95條(侵害商標權罪)

(二)商標法第96條(侵害證明標章權罪)

六、洗錢防制法第3條第6款

(一)廢棄物清理法第45條第1項後段(違反廢棄物清理法致危害人體健康罪)

(二)廢棄物清理法第47條(違反監督義務罪)

七、洗錢防制法第3條第7款

(一)稅捐稽徵法(106年6月14日)第41條(逃漏稅捐罪)

(二)稅捐稽徵法第42條(違反代徵或扣繳義務罪)

(三)稅捐稽徵法第43條第1項、第2項(教唆或幫助逃漏稅捐罪)

八、洗錢防制法第3條第8款

(一)政府採購法第87條第3項、第5項、第6項(詐術投標、借牌投標罪)

(二)政府採購法第89條(洩密罪)

(三)政府採購法第91條第1項、第3項(意圖取得採購秘密資訊施強暴脅迫罪)

九、洗錢防制法第3條第9款

(一)電子支付機構管理條例第44條第2項、第3項(違反專業經營罪)

(二)電子支付機構管理條例第45條(違反提列準備金、違法動支專款罪)

十、洗錢防制法第3條第10款

證券交易法第 172 條第 1 項、第 2 項（受賄、違背職務受賄罪）

十一、洗錢防制法第 3 條第 11 款

期貨交易法第 113 條第 1 項、第 2 項（受賄、違背職務受賄罪）

十二、洗錢防制法第 3 條第 12 款

(一)資恐防制法（105 年 7 月 27 日）第 8 條（資助恐怖活動罪）

(二)資恐防制法第 9 條（資助恐怖分子罪、資助恐怖組織罪、資助恐怖訓練罪）

十三、洗錢防制法第 3 條第 13 款

洗錢防制法第 14 條（一般洗錢罪）